

補助金利用の手引き

長崎市認定地域クラブ活動費（休日活動分補助金）

目 次

1	はじめに	
	（１）補助金の目的	P2
	（２）補助対象	P2
	（３）補助対象経費	P2
	（４）補助額	P2
2	概算払いと精算払い	P3～4
3	補助対象経費の取り扱い	
	（１）人件費	P5
	（２）旅費	P6
	（３）需用費	P7
	（４）役務費	P8
	（５）委託料	P9
	（６）使用料及び賃借料	P10
	（７）備品費	P11
	（８）負担金、補助及び交付金	P12
4	提出様式（一覧）	P13
5	留意事項	P13
6	交付申請書作成（例）	P14
7	収支決算書作成（例）	P15

長崎市教育委員会

地域クラブ活動推進室

◎補助金 HP の URL と QR コード

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/84085.html>



1 はじめに

(1) 本補助金の目的

長崎市認定地域クラブ活動費補助金は、クラブ活動の円滑な運営を支援し、生徒及び保護者の経済的負担を軽減するとともに、中学校部活動の地域展開を推進することを目的としています。

(2) 補助対象

長崎市の認定を受けた地域クラブが対象です。（中学生対象）

※長崎市認定地域クラブの認定を受ける必要がありますので、長崎市ホームページの「長崎市地域クラブ活動指針」を確認してください。

※本補助金は、休日の活動に係る費用を補助します。（R7 年度から認定地域クラブとして活動しているクラブは R8.4 月分の経費等から適用されます。）

(3) 補助対象経費

休日の地域クラブ活動の実施に要する経費が対象となります。（人件費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、備品費、負担金、補助及び交付金）

(4) 補助額 ※P13「5. 留意事項」を確認！

「参加生徒数、指導者数及び活動回数に応じて国が定めた補助単価（上限額）」と「活動の実施に要した費用から参加費等の収入を除いた額」を比較し、いずれか少ない額が補助額となります。

※国が定める補助単価

		月4回程度活動	月3回程度活動	月2回程度活動	月1回程度活動
(1)	参加生徒数27人以上で 指導者を3人以上配置	スポーツ：673千円 文化：691千円	スポーツ：550千円 文化：569千円	スポーツ：427千円 文化：446千円	スポーツ：305千円 文化：323千円
(2)	参加生徒数13人～26人で 指導者を2人配置	スポーツ：576千円 文化：596千円	スポーツ：475千円 文化：494千円	スポーツ：373千円 文化：393千円	スポーツ：272千円 文化：291千円
(3)	参加生徒数5人～12人で 指導者を1人配置	スポーツ：423千円 文化：443千円	スポーツ：356千円 文化：377千円	スポーツ：290千円 文化：311千円	スポーツ：224千円 文化：245千円

【例】休日に月4回活動する軟式野球のクラブで、参加生徒数が15人、指導者2人、参加費等の収入が年間600,000円、支出が1,100,000円、収支▲500,000円の場合⇒上限額は576,000円であるが、収支不足額の500,000円が補助額となります。

※年度途中で地域クラブを設立した場合は、補助の上限額が地域クラブとして活動した月数に応じて決まります。 【例】9月に設立した場合 ⇒ 336,000円（576,000円÷12か月＝48,000円×7か月）

2 補助金申請方法には概算払いと精算払いの2通りあります。

【概算払い】		先に補助金を受け取る方法
◇概要	年度当初(クラブ設立当初)に見込みで申請し、補助金交付を受ける。年度末に実績報告書を提出し、精算する。(見込み額で先に補助金の一部又は全部を受け取る方法) ※年度途中で補助金の交付を受けられるが、年度末に精算手続きが必要。	
◇手続きの流れ	実施者	実施内容
1. 必要書類の提出 様式1-①交付申請書 様式1-②事業計画書 様式1-③請求書(申出書) ●通帳の写し 様式1-⑥収支予算書 様式1-⑧会員名簿 様式1-⑨誓約書	クラブ	・必要書類を提出する。 提出方法:メール(データ)、郵送、窓口での提出 ※メール(データ)での提出推奨 ・申請期間は、4月1日～3月31日まで随時受付する。
	市教委	審査、交付決定(交付決定通知を送付)
2. 補助金交付	市教委	請求に基づき、指定の口座へ補助金を振り込む。(概算払い)
3. クラブ活動を実施	クラブ	月々の活動の記録、収支の管理(領収証等)
4. 精算	クラブ	・支払い証明できる書類等の添付書類を提出する。
様式1-⑤実施報告書 様式1-⑦収支決算書 ●支払い証明できる書類等	市教委	・提出された書類の審査を教育委員会が行う。(確定通知を送付) ・過不足の調整をする。不足分は追加交付し、余った場合は、返還してもらう。

		認定地域クラブ実施内容	地域クラブ活動推進室
2026年	4月	必要書類の提出(①②③⑥⑧⑨)	審査、交付決定(交付決定通知送付)
	5月		
	6月	指定口座へ補助金が振り込まれる	補助金交付
	7月	○クラブ活動の実施 ※月々の活動の記録 ※収支の管理	
	8月		
	9月		
	10月		
	11月		
	12月		
	1月		
	2月		
	3月	実施報告書・収支決算書の提出	審査
2027年	4月	※精算時 4/5 まで	額の確定・精算(確定通知送付)
	5月		
	6月		
	7月		

【精算払い】		後で補助金を受け取る方法
◇概要	確定した金額で年度末に申請する。1回の手続きで完結するが、年度末まで補助金を受けられない。申請期間が短い(事業完了からその年度の3/31まで)	
◇手続きの流れ	実施者	実施内容
1. 自己資金でクラブ活動を実施		月会費等で運営を行っていく。(従来どおり)
2. 必要書類の提出 様式1-①交付申請書 様式1-③請求書(申出書) 様式1-⑤実績報告書 様式1-⑦収支決算書 様式1-⑧会員名簿 様式1-⑨誓約書 ●通帳の写し ●支払い証明できる書類等	クラブ	・必要書類を提出する。 ・申請期間は、事業完了から3/31まで。 ※3/15を目途に仮申請手続きを行う。 ・支払い証明できる書類等の添付書類を提出する。 ※3月31日までには、必ず報告する。
3. 審査	市教委	提出された書類の審査を教育委員会が行う。(決定通知を発送)
4. 補助金交付(後払い)	市教委	指定の口座へ振り込む。

		認定地域クラブ実施内容	地域クラブ活動推進室
2026年	4月		
	5月		
	6月	○自己資金でクラブ活動運営	
	7月		
	8月		
	9月		
	10月		
	11月		
	12月		
	1月		
	2月		
	3月	必要書類の提出(①③⑤⑦⑧⑨) 実施報告書・収支決算書の提出	審査
2027年	4月	指定口座へ補助金が振り込まれる	交付決定・決定通知送付、補助金交付
	5月		
	6月		
	7月		

3 補助金対象経費の取り扱い

(1) 人件費(謝礼金等)

運営団体からの依頼に基づき、指導、業務を行った者への謝礼金などが対象となります。

①対象経費(例)

対象経費例の内容
・指導者への謝礼金
・クラブ部長又は、会計担当者への事務処理等への謝礼金
・クラブチームの運営に携わる者が、業務を行った際に支払う謝礼金
・引率者への謝金

②提出証拠書類(例)

対象経費(例)	提出証拠(証拠)書類内容(例)
指導者謝礼金	領収書、振込明細など支払を証明できるもの
事務処理担当等への謝金	領収書、振込明細など支払を証明できるもの
練習見守り者への謝金	領収書、振込明細など支払を証明できるもの

※支払明細書等、賃金の支払いを証明できるものを提出してください。

③留意事項

留意点
・消費税額の記載がない場合は、税込み額として扱います。
・謝金の代わりとして、菓子折り・金券の購入は認められません。
・謝金を支払った場合は、自治会やPTAなどと同様、原則源泉徴収が必要です。

(2)旅費(交通費・宿泊費等)

実技指導等を行う指導者等の交通費等、事業の実施に必要な旅費が対象となります。

①対象経費（例）

対象経費例の内容	
・大会及び練習試合等での指導者分の交通費（自家用車・公共交通機関）・宿泊費	

②提出証拠書類（例）

対象経費（例）	提出証憑（証拠）書類内容（例）
遠征等での指導者分の交通費	領収書または支払を証明できるもの
指導者の宿泊費	領収書または支払を証明できるもの

③留意事項

留意点
・原則として、各大会及び練習会等ごとに計上してください。
・生徒の旅費（乗車賃や自家用車のガソリン代等）は「個人への給付に当たる支出」になるため、補助対象外となります。
・外国旅費は補助対象外です。
・タクシー又はレンタカーに係る支出については、公共交通機関が整備されていないなど、特別な事情がある場合を除き、認められません。

(3) 需用費(消耗品・修繕費等)

クラブ活動を行うために必要な物品であって備品費(概ね5万円以上のもの)に属さない物の購入、物品等の修繕、印刷製本費等に要する経費が対象となります。

①対象経費(例)

対象経費例の内容
・コピー用紙やファイル、筆記用具等のクラブ運営に必要な事務用品
・バドミントン用のシャトルや野球ボール、救急用品(消毒、テーピング、冷却スプレー等)など、地域クラブ活動の運営団体等が所有し、地域クラブ活動において参加者が共用するスポーツ用品・用具等
・印刷費(チラシ、ポスター等 ※今年度で使い切れる量が対象)
・チームユニフォーム費
・楽器等の修繕費
・熱中症予防や安全管理のためにクラブが用意するスポーツドリンク

②提出証拠書類(例)

対象経費(例)	提出証拠(証拠)書類内容(例)
コピー用紙や筆記用具等	領収書(レシート等の購入品目と数量が分かるものでも可。)
シャトルやボール等	領収書(レシート等の購入品目と数量が分かるものでも可。)
楽器修繕費	領収書または支払いを証明できるもの

③留意事項

留意点
・クラブ会員等が個人で所有し、使用するスポーツ用品・用具等は補助対象外です。
・飲料水・弁当等の飲食物は対象外です。
・明確に使用状況が区分できないものは補助対象外です。
・補助事業期間の終了直前に支出が集中することがないようにしてください。
・レシートや領収書の記載から購入品の内訳がすべて明らかにならない場合は、領収書等の余白に補記をするか購入品目の一覧を作成してください。
・購入等の際に発生するポイントの取得等による個人の特典は、自粛してください。
・贈答品については補助対象外です。

(4) 役務費

地域クラブ活動に係る保険料、運搬費、大会参加費等が対象となります。

①対象経費(例)

対象経費例の内容
・大会参加、登録料
・振込手数料
・保険料（指導者や地域クラブ活動に参加する生徒、運営団体に係る保険料）
・通信用の切手購入（必要最小限の枚数で適切に管理してください。）
・吹奏楽の楽器運搬

②提出証拠書類(例)

対象経費(例)	提出証拠(証拠)書類内容(例)
大会参加費・登録料	領収書または支払いを証明できるもの
保険料	領収書または支払いを証明できるもの
振込手数料	内容と金額が分かる資料 ※振込明細書、通帳の写しなど
通信費・運送代	領収書または支払いを証明できるもの

③留意事項

留意点
・審判資格更新、指導者資格更新等の個人の資格に関するものは補助対象外です。

(5) 委託料

地域クラブ運営に係る請負業務、ホームページ作成等で委託・外注するために必要な経費が対象となります。

①対象経費（例）

対象経費例の内容	
・グラウンドの除草作業等の業務委託	
・クラブ紹介のために開設するホームページに係る費用	

②提出証拠書類（例）

対象経費（例）	提出証拠（証拠）書類内容（例）
請負業務（除草など）	領収書または支払いを証明できるもの

③留意事項

留意点
・クラブ運営・活動に係る内容ではないものは対象外となります。

(6)使用料及び賃借料

クラブ活動を行うために必要な機械器具等のリース費や活動場所・施設の使用料が対象となります。

①対象経費(例)

対象経費例の内容	
・ 休日に有料の施設を使用した使用料	
・ クラブ活動に必要な器具類のリース料	

②提出証憑(証拠)書類(例)

対象経費(例)	提出証憑(証拠)書類内容(例)
施設使用料	領収書または支払いを証明できるもの
機械器具のリース・レンタル	領収書または支払いを証明できるもの

③留意事項

留意点
・ クラブ活動実施のために真に必要なものであるか、留意してください。
・ 補助対象期間外の期間が含まれる場合は、補助対象期間内のみの料金が対象となります。
・ 平日の施設使用料は原則対象外です。

(7) 備品費

クラブ活動を行うために必要な物品(概ね5万円以上の物)の購入に必要な経費が対象となります。

①対象経費(例)

対象経費例の内容
・ 防球ネット購入費
・ 熱中症対策用扇風機購入費
・ デジタルタイマー購入費

②提出証憑(証拠)書類(例)

対象経費(例)	提出証憑(証拠)書類内容(例)
備品購入	領収書または支払いを証明できるもの

③留意事項

留意点
・ 汎用性の高い製品は原則補助対象外とします。
・ クラブ活動に要する物品等については、事業実施計画に照らして必要性及び使用時期を合理的に説明できる場合を除き、補助事業期間の終了直前に支出することのないようにしてください。
・ 5万円未満のものは原則、消耗品となります。

(8) 負担金、補助及び交付金

地域クラブの運営・サポートする団体等への運営費などの負担金が対象となります。

①対象経費(例)

対象経費例の内容	
・地域クラブの運営を担う団体への負担金	

②提出証憑(証拠)書類(例)

対象経費(例)	提出証憑(証拠)書類内容(例)
負担金	領収書または支払いを証明できるもの

③留意事項

留意点
・地域クラブの運営・サポートする団体等は平日と休日を分けて運営する必要があります。

4 提出様式(一覧)

- ・(様式1-①) 交付申請書(概算・精算払い申請時に必ず提出)
- ・(様式1-②) 事業計画書(概算払いの申請時に必ず提出)
- ・(様式1-③) 請求書(概算・精算払い申請時に必ず提出)
- ・(様式1-④) 申出書(請求書の申請時に口座名義人が異なる場合は提出)
- ・(様式1-⑤) 実績報告書(概算払いは精算時・精算払い申請時に必ず提出)
- ・(様式1-⑥) 収支予算書(概算払い申請時に必ず提出)
- ・(様式1-⑦) 収支決算書(概算払いは精算時・精算払い申請時に必ず提出)
- ・(様式1-⑧) 会員名簿(概算・精算払い申請時に必ず提出)
- ・(様式1-⑨) 誓約書(概算・精算払い申請時に必ず提出)

[様式リンク](#)  (ここをクリック)

5 留意事項

- ・「長崎市認定地域クラブ活動」の認定を受けたクラブへの補助金となります。
- ・収支決算書報告の際は、収支差し引きを「0」決算になるように調整してください。
- ・年度末に支出が集中することがないように、年間を通して計画的な予算執行及びクラブ運営を行ってください。
- ・休日分の補助金となるため、クラブ(部活動)の活動費会計を平日分・休日分で帳簿等を分け、管理してください。※通帳も分けて管理することが望ましい。
- ・補助基準額の会員数(生徒数)は、長崎市に所在する中学校の生徒の数とし、各月の会員数の年間平均(小数点以下は切り上げ)で算出されます。
- ・指導者数は、各月の休日の指導者数の年間平均(小数点以下は切り上げ)で算出されます。指導者へ謝金支払い実績がない場合は、指導者数としてカウントされません。
- ・補助基準額の活動回数は、各月の年間平均(四捨五入)で算出されます。
- ・補助金の対象とならない経費については、補助金を交付することができませんので、あらかじめご了承ください。
- ・不明な場合は、地域クラブ活動推進室までお問合せください。

6 交付申請書作成(例)

第1号様式の2（第6条関係）

長崎市認定地域クラブ活動費補助金交付申請書（休日分）

令和8年4月1日

（あて先） 長崎市長

申請者 住所 長崎市魚の町5-1

団体名 ●●クラブ

代表者 ○○ 太郎

長崎市認定地域クラブ活動費補助金交付要綱第6条第3項の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	令和8年度	補助事業等の名称	長崎市認定地域クラブ活動費補助金
補助事業等の目的及び内容		長崎市認定地域クラブ活動費補助金交付要綱に定めるもの	

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
活動回数	10	10	9	11	10	12	10	9	12	10	12	12	127
うち休日の活動回数	4	5	4	5	4	6	4	3	4	4	3	3	49
休日所属会員数	20	20	20	18	18	22	22	22	22	24	24	24	256
休日指導者数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	25

クラブの種類	スポーツ	事業実施月数	12	平均休日活動回数	4
平均休日会員数	22	平均休日指導者数	3	基準額Ⅰ	576,000
休日の活動に要する経費①	1,000,000円		休日の活動に係る参加費等の収入②	400,000円	
基準額Ⅱ（①－②）	600,000円		交付申請額（基準額Ⅰと基準額Ⅱの少ない方）	576,000円	

- ・事業実施月数に1月に満たない端数があるときは、1月として計算する。
- ・平均活動回数に小数点以下の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入する。
- ・平均休日会員数に小数点以下の端数が生じた場合は、これを切り上げる。
- ・平均指導者配置人数に小数点以下の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

【重要】地域クラブでの活動回数です。平日部活動の活動回数は含まれません。

【重要】部費を支払って参加している生徒の数を入力してください。体験入部に参加した生徒は対象外です。

【重要】指導者数は、指導者登録された指導者のうち、謝金の支払い実績がある指導者のみを対象とします。支払い実績がない場合は、指導者数にカウントされません。

【重要】対象年度中の活動月数を入力します。（1月に満たない場合は1月でカウントしてください。）

【重要】平日の活動も行っている団体については、年間の活動日数に占める休日の活動日数などにより計算する。さらに平日と休日の活動時間が異なる場合は、それぞれの活動日数に、平日、休日それぞれの平均活動時間を乗じるなどし、平日と休日の活動に係る経費と収入を算出する。

7 収支決算書作成(例)

令和8年度 収支決算書（休日分）

認定地域クラブ名

●●クラブ

区分	項目	金額
収入	保護者からの収入	
	年会費 5,000円 × 17	85,000
	月会費 3,000円 × 17 × 12月	612,000
	保険料個人負担 800円 × 17	13,600
	保護者からの収入計①	710,600
	その他の収入	
	長崎市地域クラブ活動費補助金	576,000
収入	前年度繰越金	32,000
	その他の収入計②	608,000
	収入合計③	1,318,600
支出	指導者Aへの謝礼	500,000
	指導者Bへの謝礼	250,000
	臨時トレーナーへの謝礼	20,000
	審判員への謝礼	30,000
	夏期合宿バス借上げ料	250,000
	ボール代	25,000
	ネット代	30,000
	バットニングマシン修繕料	30,000
	発電機燃料費	10,000
	スポーツ安全保険加入	13,600
	指導者保険料	15,000
	団旗クリーニング代	5,000
	グラウンド使用料	50,000
	防球ネット購入	60,000
	大会参加費	30,000
	支出合計④	1,318,600
収支差し引きA (④-①) ※補助対象		608,000
収支差し引きB (③-④)		0

【重要】収入には、休日活動分として保護者から徴収した会費等のクラブ収入を計上してください。なお、それ以外の雑収入については計上する必要はありません。

【重要】市地域クラブ活動費補助金で支出を全て賄える場合は、その他の収入の記載は不要です。

【重要】補助金単価の算定に係る指導者数は、謝金の支払い実績がある指導者のみを対象とします。支払い実績がない場合は、指導者数にカウントされません。

【重要】補食、スポーツ飲料、生徒の旅費、個人で購入すべき用品等、個人の利益となるものは、補助の対象外です。

【重要】収支差引額は、必ず「0円」となるよう作成してください。

【重要】平日分と休日分の経費や部費等をまとめて徴収している場合は、平日と休日の活動日数によって按分するなど、合理的な方法で算出してください。